

クラブハウス運営規定

平成 6 年 12 月 7 日制定

平成 13 年 11 月 29 日改正

第 1 条(目的)

本規約は、クラブハウスを管理運営するために定めたものである。

第 2 条(管理運営)

クラブハウスは、学友会運営委員会が管理運営する。

第 3 条(管理施設)

学友会運営委員会が管理する施設は、第一クラブハウス、第二クラブハウス、太陽の丘クラブハウス内部室およびその付帯施設とする。

第 4 条(部室の借用)

- ① 部は、クラブハウスに部室を借用する権利を有する。
- ② クラブハウスに部室を希望する部は、運営委員会に申請を行い、審議、決定があれば、借用を許可される。
- ③ 借用を許可された部は、後に定める遵守条項に則って使用しなければならない。

第 5 条(倉庫、ロッカーの借用)

- ① 学友会公認団体は倉庫、ロッカーを借用する権利を有する。ただし、部室を持たない部、同好会は優先的に借用を許可することができる。
- ② クラブハウスに倉庫並びにロッカーの借用を希望する団体は、運営委員会に申請を行い、審議、決定があれば、借用を許可される。
- ③ 借用を許可された団体は、後に定める遵守条項に則って使用しなければならない。

第 6 条(借用期間)

部室及び倉庫、ロッカーの各団体の借用期間は、4月1日から翌3月末日とする。ただし、借用しているクラブの降格及び除籍が決定した場合は2月末日までとする。

第 7 条(継続借用)

部室及び倉庫、ロッカーの借用を継続を希望する団体は、運営委員会に継続を申請し、審議、決定があれば、借用することができる。

第 8 条(使用に関する特記事項)

施設使用に関して、問題、苦情が発生した場合で、運営委員長がそれらの問題等の解決が必要であると認めた場合、運営委員会はこれを審議し、該当者もしくは該当団体とともに解決・改善しなければならない。

第 9 条(防災責任者)

防災責任者は、防災に関する一切の責任を負う。

- ① クラブハウス全体の防災責任者は、運営委員長とする。
- ② 各部室の防災責任者は、団体責任者とする。
- ③ 各部室の防災責任者は、学友会総務部および運営委員会の指導のもと、防災に努め、管理に万全を期さねばならない。
- ④ 各部室の防災責任者が変更した場合は、速やかに運営委員会に届けなければならない。

第 10 条(施錠及び鍵の管理)

クラブハウスの施錠は次のように行う。

- ① 本部に関しては学友会役員が、施錠を行う。
- ② 部室及びロッカーは、各団体で施錠を行う。
- ③ 鍵の紛失や故障等が発生した場合、学友会本部に直ちに届け出る。
- ④ 倉庫、共同施設の鍵は学友会本部で管理する。これを使用した団体は責任をもって施錠を行う。

第11条(遵守事項)

クラブハウスの使用者は、次の事項を遵守しなければならない。

- ① クラブハウスは、クラブ活動に使用し、それ以外の目的では使用しない。
- ② 防災、防犯に努め、クラブハウス内は火気厳禁とする。なお、厨房を使用する場合には、火気に十分留意し、絶対に事故を起こさない。
- ③ 部室を他の団体に譲渡転貸してはならない。
- ④ クラブハウス及び付帯施設の破損その他は、当事者、もしくは所定の防災責任者に管理責任があるものとする。
- ⑤ クラブハウス内の全施設に対して修理等を行う場合は、学友会本部に届けた上で、運営委員会の指導のもと行う。
- ⑥ 団体所有の備品の収納は、運営委員会の認可を受けた個所に限り、盗難等に十分留意する。
- ⑦ 施錠に関しては、本規約第 10 条に準ずる。
- ⑧ その他、運営委員会及び大学が指示した事項を遵守する。

第 12条(借用許可の取り消し)

以下の条件に該当する団体に対して、運営委員長は運営委員会での審議を経た上で、部室、もしくは倉庫・ロッカーの借用許可を取り消す。

- ① 本会公認団体が降格もしくは除籍となった場合
- ② 本規約に違反した使用を行った場合
- ③ その他、借用許可の取り消しが妥当であると判断した場合

第 13条(共同施設の使用)

クラブハウス内の共同施設の使用は、次の通りとする。

- ① 第一会議室、第二会議室、和室の使用は、本部に、使用目的、使用時間などを申請し、学友会本部役員の許可を受けた後、使用する。事前予約は、学友会本部の定める基準に則して行うことができる。
- ② 共同ホールの使用を希望する公認団体は、学友会本部の指導、仲介のもと、事前に使用希望団体で協議を行い公平に使用する。
- ③ 共同スタジオ、調整室は使用する音楽系団体と協議を行い運営する。
- ④ 厨房の使用に当たっては、事前、事後に学友会本部にその旨を申し出ること。
- ⑤ 各施設の使用可能な時間は、午前 9 時から午後 9 時までとする。
- ⑥ 使用後は、整理整頓、清掃、施錠を行う。
- ⑦ その他、規定外の使用をしなければ団体の活動に支障が出ると判断される場合には、運営委員会での審議を経た上で、運営委員長の許可を必要とする。

第 14条(施行)

本規定の改正は、運営委員会が作成し、代議員会において審議する。

第 15条(成立)

本規定の改正は、代議員会の3分の2以上の賛成及び会長の承認を必要とする。

第 16条(施行)

本規定は、平成13年11月29日より施行する。